

第3次武豊町男女共同参画プラン（案）

令和3年度～令和12年度

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間.....	4
4 策定体制	5
第2章 町内の現状	6
1 人口	6
2 町内の男女共同参画の状況	8
3 家庭・地域.....	11
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス	13
5 福祉	16
6 異性に対する暴力.....	17
7 性の多様性.....	18
8 今後、取り組むべきこと	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
第4章 施策	26
1 男女共同参画社会の環境づくり	26
2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進	28
3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進.....	32
4 生涯にわたる健康と福祉の充実.....	35
5 人権の尊重とDVの根絶.....	38
第5章 計画の推進	41
1 重点施策と目標指標	41
2 プランの進捗管理.....	43

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は次のように定義されています。

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

この定義を踏まえ、本町では、性的少数者を含め、男女共同参画社会を次のように考えています。

- 「女だから」とか、「男だから」とか、「性的少数者」というだけでその可能性が狭められることなく、それぞれの個性を活かし、いろいろな生き方を認め合うことができる社会
- 個人の意見を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会
- 性別に関わりなく、仕事と家庭生活・地域生活のバランスをとり、責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができる社会
- 政治・行政、経済、社会、文化などあらゆる分野に、性別に関わりなく、主体的に意思決定の段階から関わって意見を反映させる機会が確保される社会
- 家庭、地域、学校、職場などで、様々なチャレンジを可能にする社会
- 性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会

このように、男女共同参画社会は、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会です。その実現は、職場の活気や家庭生活の充実、地域力の向上につながるものです。

(2) 男女共同参画をめぐる動き

年度	国	愛知県	武豊町
1999	「男女共同参画社会基本法」制定		
2000	「男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン21」策定	
2001	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定		
2002		「愛知県男女共同参画推進条例」制定	「武豊町男女共同参画プラン」策定
2005	「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	「第2次武豊町男女共同参画プラン」策定
2013	DV防止法を改正し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」として制定		
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2020」策定	
2018	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定		
2020	「第5次男女共同参画基本計画」(策定予定)	「あいち男女共同参画プラン」(策定予定)	「第3次武豊町男女共同参画プラン」策定予定

(3) 計画策定の目的

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、男女共学や法の整備などをはじめとした様々な取組を通して、半世紀以上にわたり進められてきました。しかし、男女平等の確立と、様々な分野で男女がともに参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

令和2年11月に提示された国の「第5次男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方(案)」においては、これからの男女共同参画の課題として、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」の2つをあげ、男女共同参画を推進していくことは「一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提」とされています。

武豊町では、平成14年10月に「武豊町男女共同参画プラン」、平成23年3月に「第2次武豊町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

第2次武豊町男女共同参画プランが令和2年度に計画の最終年を迎えることから、社会情勢や住民意識の変化に伴う新たな時代の要請をふまえつつ、「第3次武豊町男女共同参画プラン」を策定することとします。

2 計画の位置付け

この計画は、次の法律に基づき、今後の武豊町の男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する総合的な指針となるものです。

- ・男女共同参画社会基本法の「市町村基本計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の「市町村推進計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の「市町村基本計画」

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2025」をふまえています。

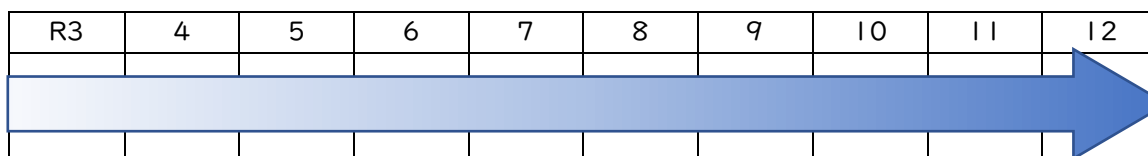
本町の計画については、「第6次武豊町総合計画」を上位計画としています。また、男女共同参画プランの考え方や施策は分野を横断するものであり、地域福祉、子ども・子育て支援、高齢者福祉等の分野別計画と密接に関連しています。

・法律や国や県の計画との関係



3 計画の期間

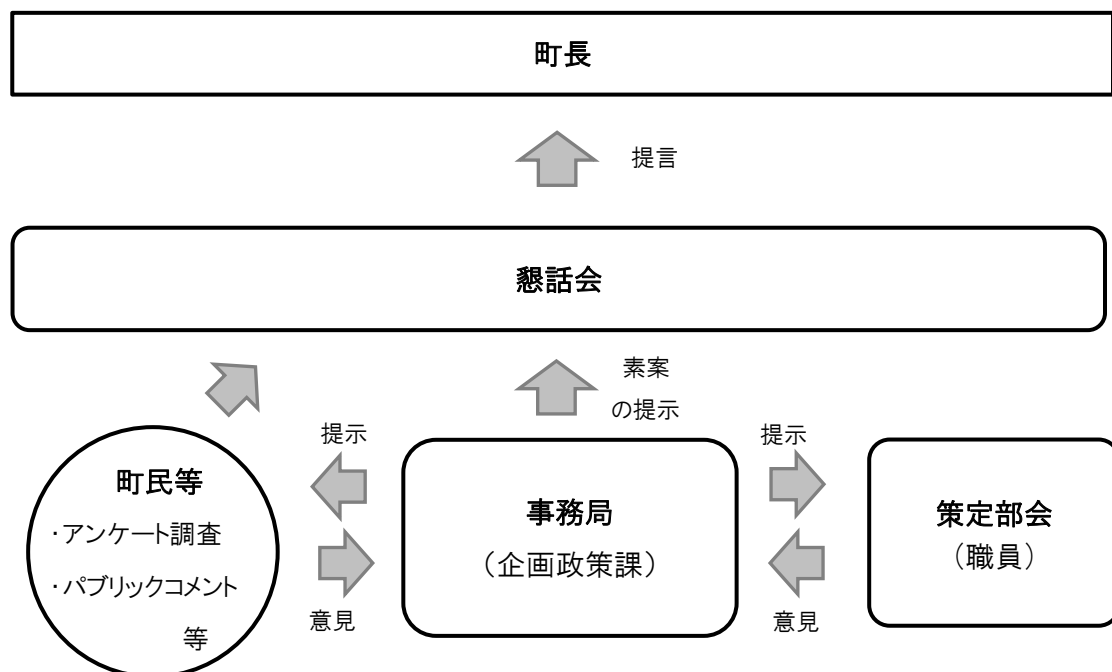
この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10年間とします。また、社会情勢や住民意識の変化、計画の進捗状況などをふまえ、中間年で見直しを行います。



▲見直し

4 策定体制

この計画は、次の体制で策定しました。



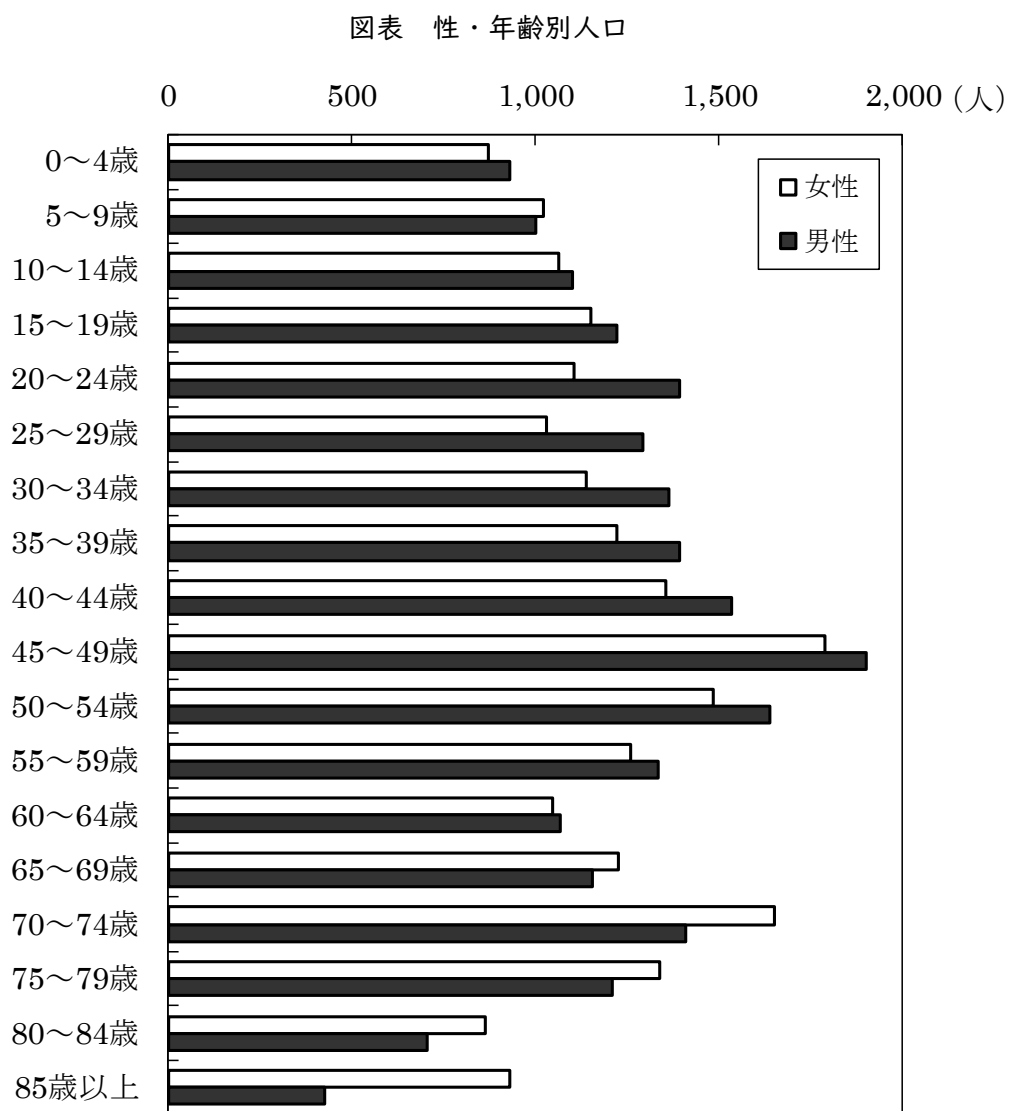
懇話会 ：町民代表・有識者10人で構成
策定部会 ：町の担当職員8人で構成

アンケート調査：18歳以上の町民1,500人を無作為抽出して実施
ヒアリング調査：窓口職員、仕事と介護の両立を図る職員、高校生等を実施
パブリックコメント：町民に、計画書を公表し意見を募集

第2章 町内の現状

1 人口

武豊町の令和2年の人口は、43,614人です。性・年齢別人口をみると、65歳未満では男性が、65歳以上では女性が多く、特に85歳以降で女性比率が高くなっています。



資料：武豊町「住民基本台帳」（令和2年10月1日）

外国籍の住民は1,198人で、国籍はブラジル、ベトナム、インドネシア、中国、フィリピンの順に多くなっています。

また、配偶関係をみると、35～39歳の男性の約3割が未婚等、男女ともに晩婚化・非婚化が進んでいます。

図表 外国籍住民

	総数	ブラジル	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	その他
総数	1,198	407	246	144	141	127	133
女性	479	174	74	3	75	90	63
男性	719	233	172	141	66	37	70

資料：武豊町「人口動向」（令和2年10月1日）

図表 配偶関係

	女性				男性			
	未婚	有配偶	離死別	不詳	未婚	有配偶	離死別	不詳
20～24歳	87.4%	10.9%	1.2%	0.4%	90.4%	8.6%	0.2%	0.8%
25～29歳	49.9%	46.1%	3.4%	0.7%	68.3%	29.1%	1.0%	1.7%
30～34歳	23.6%	71.4%	4.6%	0.4%	40.6%	55.3%	2.9%	1.1%
35～39歳	17.5%	76.6%	5.6%	0.3%	32.3%	63.1%	3.2%	1.3%
40～44歳	14.3%	76.0%	9.2%	0.4%	28.1%	66.3%	4.8%	0.8%
45～49歳	11.2%	75.8%	12.8%	0.3%	24.8%	67.3%	7.4%	0.5%

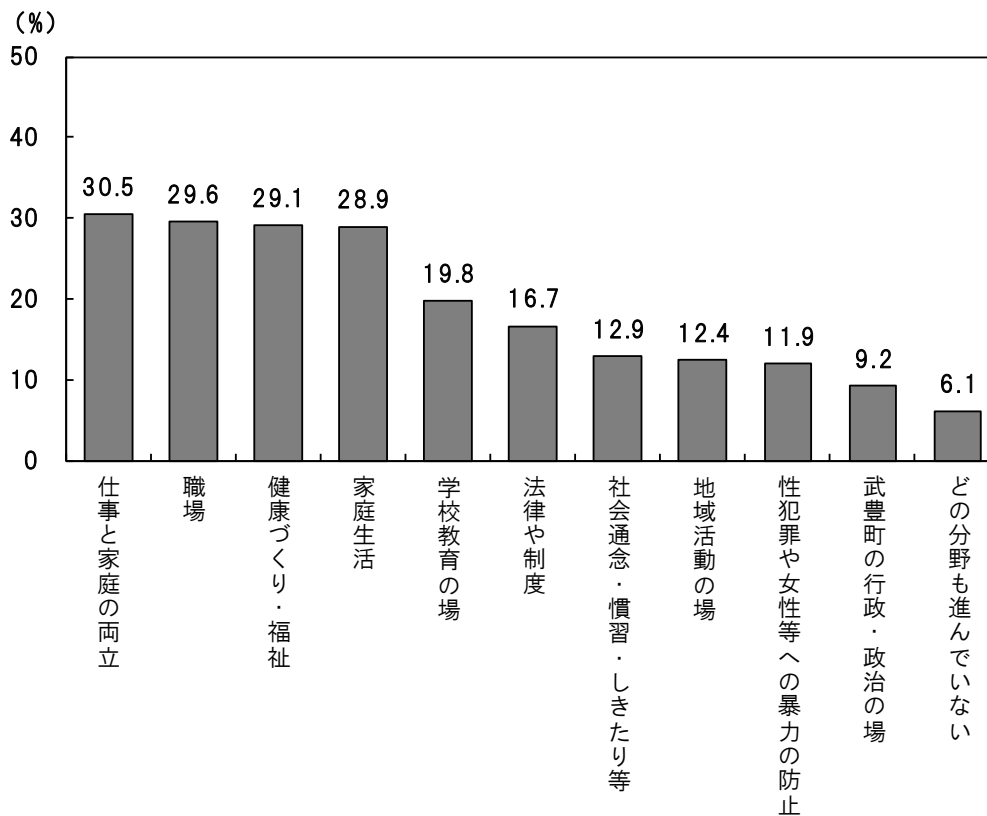
資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

注：小数点第2位を四捨五入するため、合計が100.0%にならないことがあります。

2 町内の男女共同参画の状況

この10年間で男女共同参画が進んだと思う分野について、「仕事と家庭の両立」「職場」「健康づくり・福祉」「家庭生活」等があがっています。

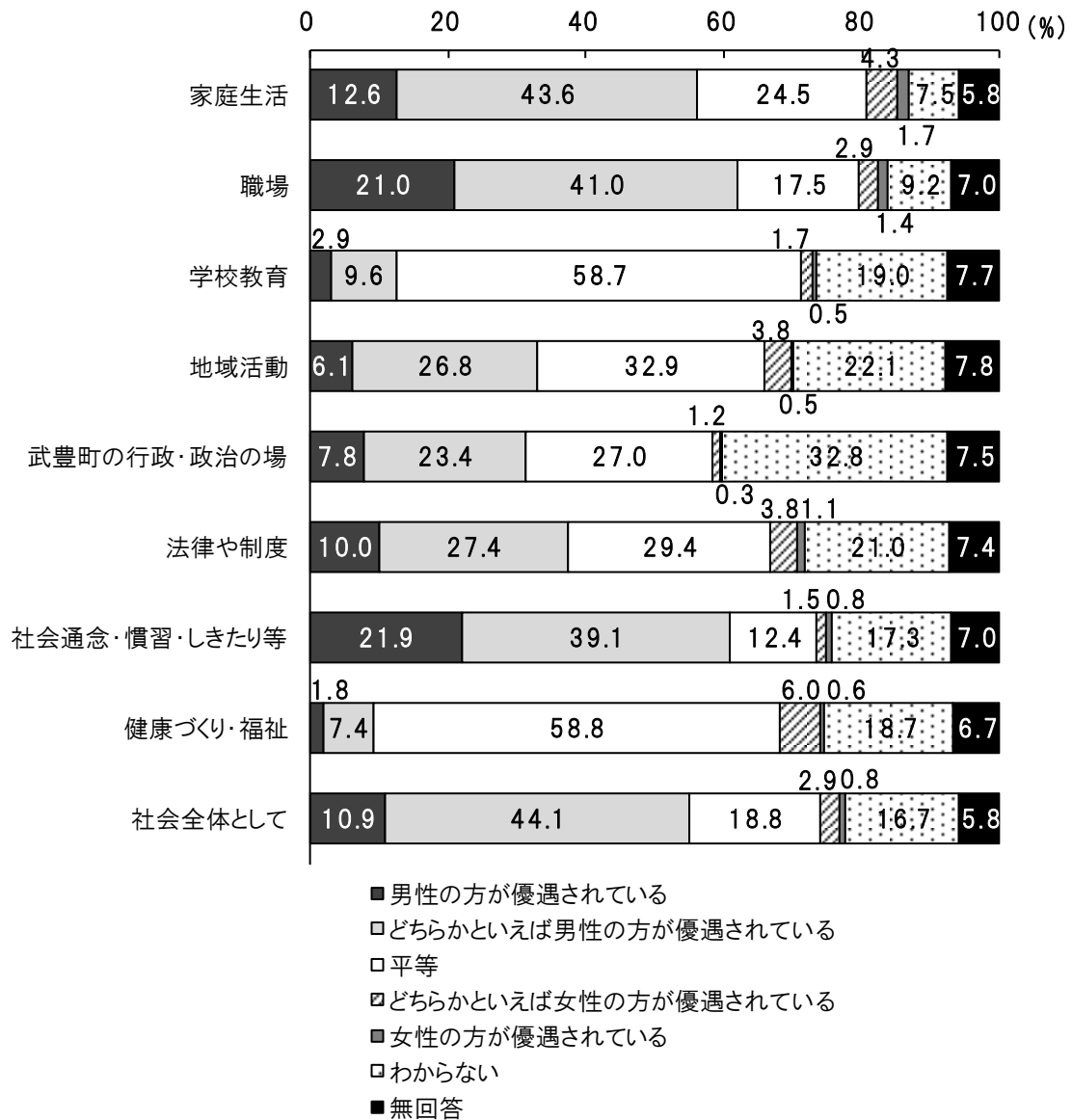
図表 この10年間で男女共同参画が進んだ分野



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

男女平等の状況について、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた割合は5割を超えています。家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたり等で男性優遇と考える人が多くなっています。

図表 社会における男女平等の状況



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

性別・年齢別にみると、家庭生活や職場をはじめ総じて、女性は男性より「男性優遇」の割合が高くなっています。年齢別では、社会全体をはじめ総じて、60歳代で「男性優遇」の割合が他の年代と比べてやや高くなっています。

また、武豊町における女性の登用状況は、審議会等で20.3%、町の管理職では38.8%となっています。

図表 男性優遇（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）と考える住民の割合

	家庭生活	職場	教育	地域活動	武豊町の政治の場・行政	法律や制度	社会通念・慣習・しきたり等	福祉・健康づくり	社会全体として
全体	56.2%	62.0%	12.6%	32.9%	31.2%	37.4%	60.9%	9.2%	55.0%
女性	62.9%	64.4%	12.7%	36.8%	33.7%	41.9%	61.0%	8.6%	58.4%
男性	47.3%	58.8%	11.6%	28.5%	26.0%	32.5%	60.3%	10.5%	50.9%
18～29歳	33.9%	58.9%	3.6%	25.0%	17.9%	33.9%	51.8%	10.7%	48.2%
30～39歳	51.6%	72.6%	4.8%	25.8%	32.3%	40.3%	62.9%	11.3%	62.9%
40～49歳	51.6%	60.0%	15.8%	37.9%	35.8%	43.2%	76.8%	7.4%	65.3%
50～59歳	60.0%	64.4%	16.7%	32.2%	37.8%	46.7%	71.1%	11.1%	56.7%
60～69歳	65.5%	70.6%	17.6%	42.0%	41.2%	47.9%	72.3%	11.8%	68.9%
70～79歳	64.5%	62.0%	13.3%	34.9%	29.5%	31.3%	53.0%	8.4%	49.4%
80歳以上	41.4%	39.7%	6.9%	20.7%	12.1%	12.1%	29.3%	1.7%	25.9%

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

注：7割以上は網掛け、5割以上の個所は太字で表記

図表 審議会等への女性の登用状況

	総数	女性	比率
審議会等	548	111	20.3%
行政委員会	31	3	9.7%
町職員の管理職	80	31	38.8%
うち一般行政職	63	18	28.6%

資料：武豊町（令和2年4月1日）

注：一般行政職は、福祉職（保育士）、看護・保険職（保健師）、税務職（税務課、収納課職員）、企業職（上下水道課職員）、技能労務職（園務員・用務員）を除いた職員

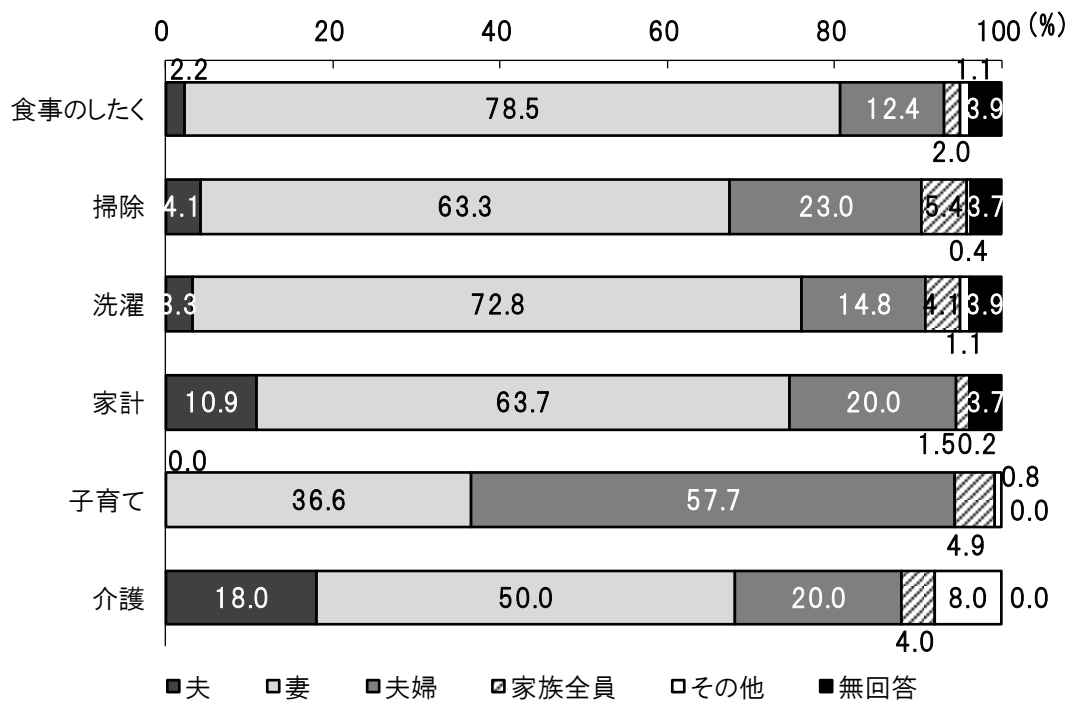
3 家庭・地域

既婚者の家庭での役割分担は、食事のしたく、掃除、洗濯、家計の管理、介護で主な担当が妻である家庭が高くなっています。

男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なことについては、「子どもの頃から男の子も女の子も同じように家事を手伝う」と「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う」が高くなっています。

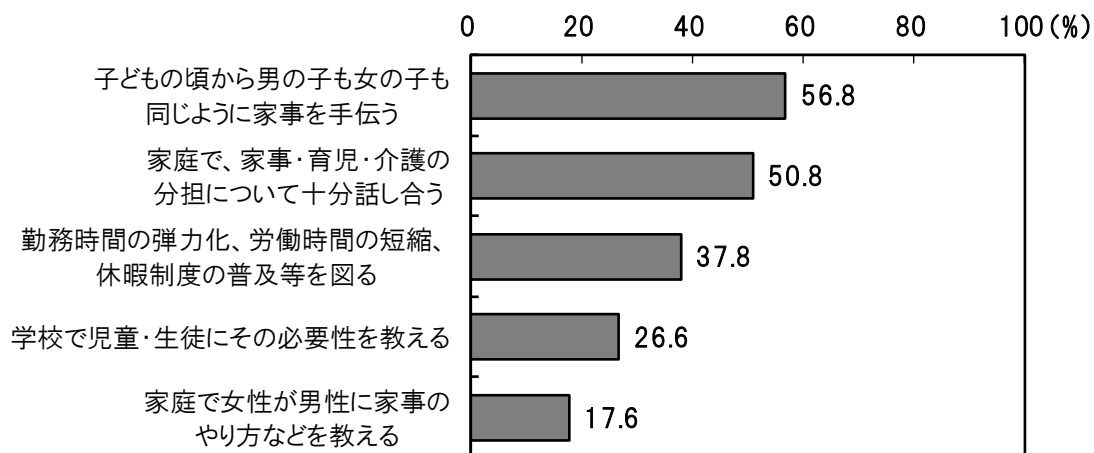
また、女性が地域活動のリーダーになるためには、「男性の抵抗感をなくすこと」「女性自身の抵抗感をなくすこと」が上位となっています。

図表 家庭での役割分担



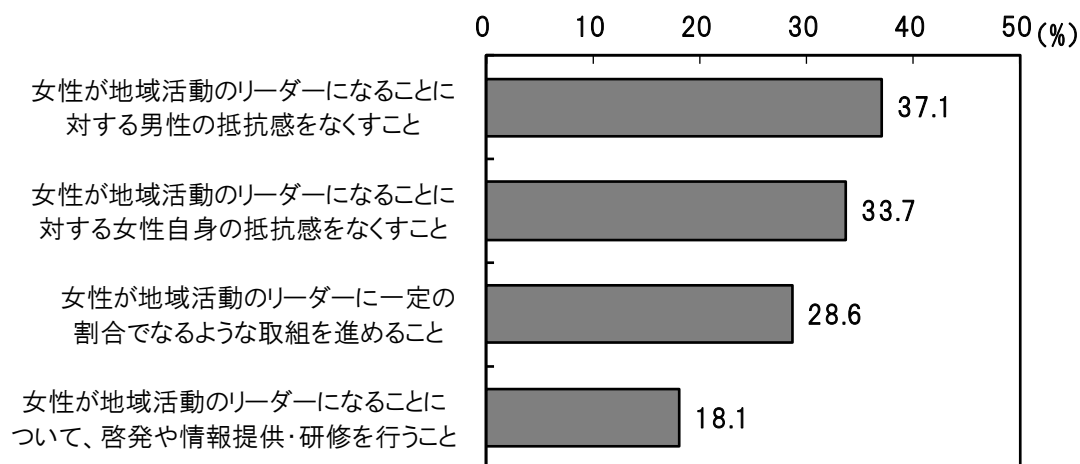
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 女性が地域活動のリーダーになるために



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

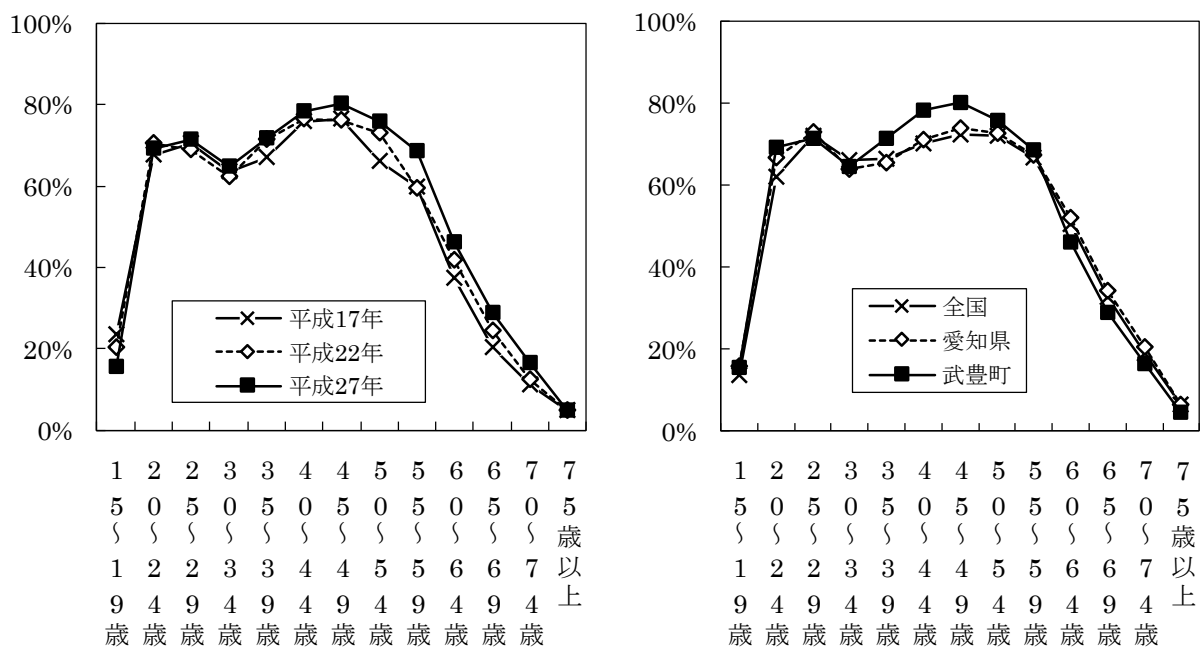
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス

女性の労働力率は結婚・出産を機に一度仕事を離れるM字型となっています。M字の底にあたる30～34歳の労働力率は平成22年（62.4%）から27年（64.7%）でやや上昇しています。全国・愛知県と比べると、30歳代後半から40歳代で武豊町は労働力率が高くなっています。

住民の就業状況を見ると、男性は「主に仕事」が多く、女性は「主に仕事」「家事のほか仕事等」「就業していない」等、人によって様々です。職業別にみると、サービス職業従事者、販売従事者は女性が男性より多く、管理的職業従事者、保安職業従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者等は女性の比率が特に低くなっています。

仕事・家庭生活・地域活動の優先順位について、「仕事と家庭生活と地域活動の三つとも大切」は希望が現実を大幅に上回り、「仕事を優先」は現実が希望を大幅に上回っています。

図表 年齢別労働力率（女性）



資料：総務省「国勢調査」

図表 年齢別労働力率（有配偶者の女性）

	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
労働力率	41.1%	51.1%	55.1%	66.1%	75.4%	77.7%	72.9%	65.8%

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

図表 就業状況

	女性				男性			
	主に仕事	家事のほ か仕事等 *1	就業して いない	不詳	主に仕事	家事のほ か仕事等 *1	就業して いない	不詳
15～19 歳	6.1%	9.4%	82.5%	2.1%	14.3%	7.7%	76.2%	1.7%
20～24 歳	50.4%	19.0%	28.0%	2.7%	61.2%	15.2%	21.2%	2.4%
25～29 歳	56.7%	14.9%	25.5%	2.9%	88.0%	6.3%	2.3%	3.3%
30～34 歳	40.6%	24.1%	32.7%	2.7%	90.9%	4.0%	1.8%	3.3%
35～39 歳	39.3%	32.3%	26.1%	2.3%	91.8%	3.9%	1.3%	2.9%
40～44 歳	44.9%	33.7%	19.8%	1.6%	92.2%	4.1%	1.7%	2.0%
45～49 歳	44.4%	35.8%	18.2%	1.7%	91.4%	4.8%	1.8%	1.9%
50～54 歳	45.0%	30.8%	23.0%	1.1%	91.6%	5.0%	2.4%	1.0%
55～59 歳	41.2%	27.4%	30.4%	1.1%	89.6%	4.8%	3.6%	2.0%
60～64 歳	24.2%	22.0%	52.9%	0.9%	70.1%	7.3%	21.5%	1.1%
65～69 歳	12.6%	16.3%	70.1%	1.1%	37.3%	9.2%	51.9%	1.7%
70～74 歳	6.6%	9.8%	82.9%	0.7%	18.3%	6.9%	73.9%	1.0%
75～79 歳	2.8%	5.1%	90.6%	1.5%	10.1%	4.2%	84.6%	1.1%
80～84 歳	1.7%	2.1%	95.2%	1.0%	5.3%	1.9%	91.3%	1.5%
85 歳以上	0.7%	1.1%	97.8%	0.5%	3.9%	2.6%	92.9%	0.6%

*1：家事のほか仕事、通学のかたわら仕事など

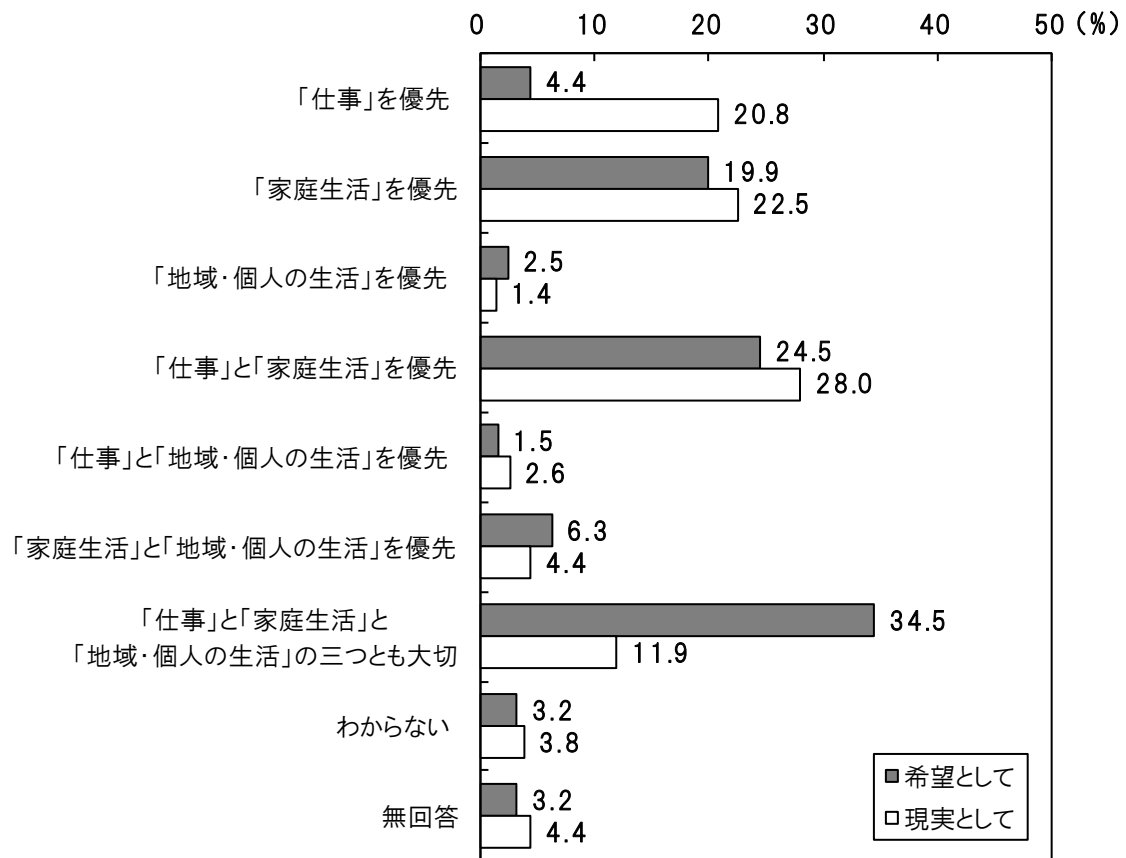
資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

図表 職業別就業者数

	女性	男性	女性比率
管理的職業従事者	32	277	10.4%
専門的・技術的職業従事者	1,390	1,283	52.0%
事務従事者	2,319	1,860	55.5%
販売従事者	1,061	602	63.8%
サービス職業従事者	1,672	581	74.2%
保安職業従事者	22	258	7.9%
農林漁業従事者	116	181	39.1%
生産工程従事者	1,088	4,566	19.2%
輸送・機械運転従事者	32	955	3.2%
建設・採掘従事者	14	770	1.8%
運搬・清掃・包装等従事者	729	789	48.0%
分類不能の職業	139	205	40.4%

資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

図表 仕事・家庭生活・地域活動の優先順位



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

5 福祉

高齢者がいる世帯は、全世帯の4割近くとなっています。また、高齢単身世帯は女性が多いのが特徴です。

高齢者や障がい者の介助・介護が、主に女性の役割となりがちなことについては、「改善すべきだと思う」が約6割を占めています。

図表 高齢者の世帯

	65歳以上の 人がいる 一般世帯数	うち高齢 夫婦 世帯数* ²	うち高齢 単身 世帯数* ³		その他	
			うち女性	うち男性		
世帯数	6,471	1,768	1,418	936	482	3,285
世帯比* ¹	38.7%	10.6%	8.5%	5.6%	2.9%	19.7%

*1 一般世帯数(16,711世帯)に占める割合

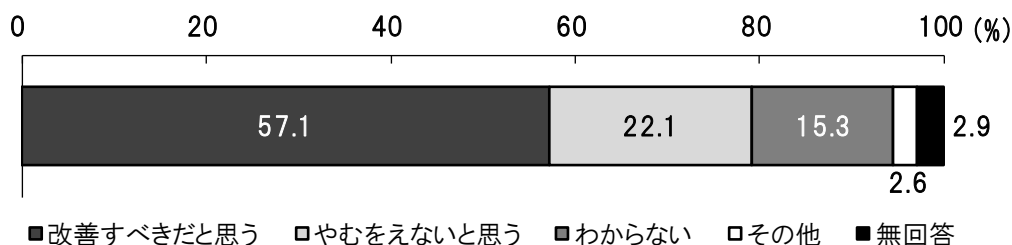
一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構える単身者のこと

*2 夫婦ともに65歳以上の一般世帯

*3 65歳以上で1人のみの一般世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

図表 介助・介護が主に女性の役割となりがちなことについて



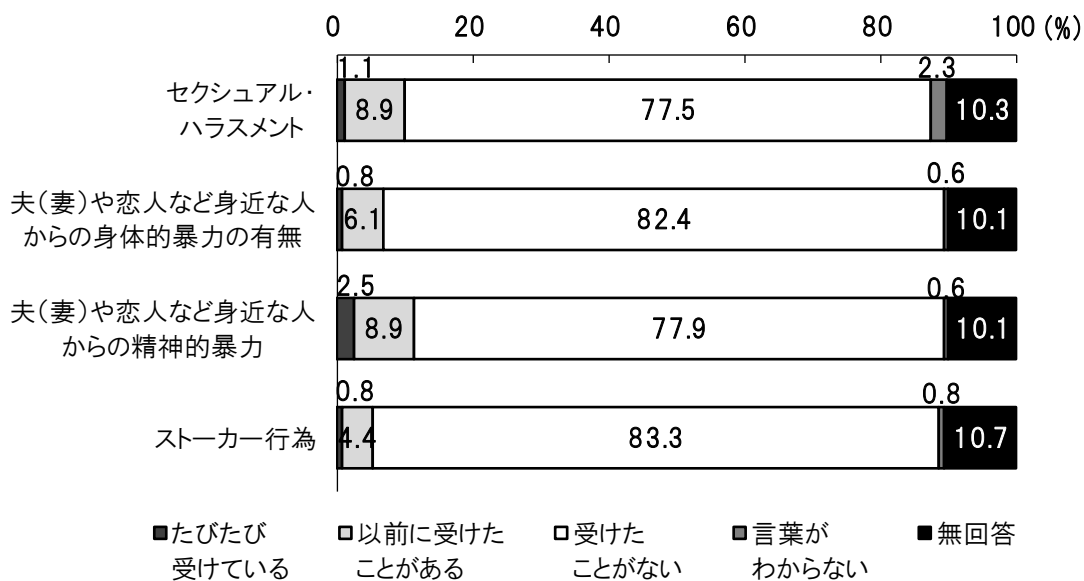
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

6 異性に対する暴力

「たびたび受けている」「以前に受けたことがある」をあわせると、セクシュアル・ハラスメントが10.0%、夫（妻）や恋人など身近な人からの身体的暴力が6.9%、夫（妻）や恋人など身近な人からの精神的暴力が11.4%、ストーカー行為が5.2%となっています。

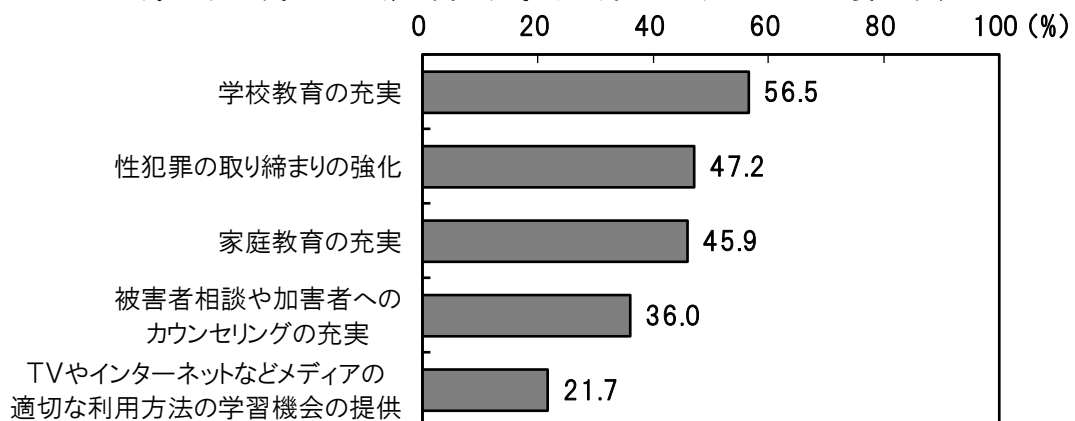
性に関する理解を促し暴力の防止を図るために必要な取組については、「学校教育の充実」が最も高く、次いで「性犯罪の取り締まりの強化」「家庭教育の充実」となっています。

図表 異性から暴力を受けた経験の有無



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 性に関する理解を促し、暴力の防止を図るために必要な取組

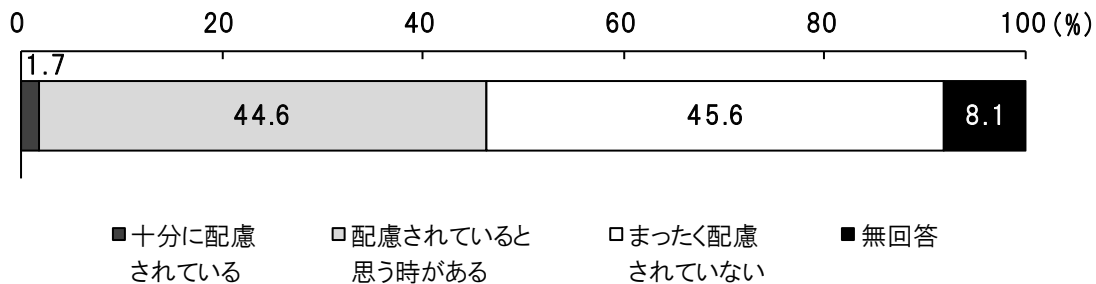


資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

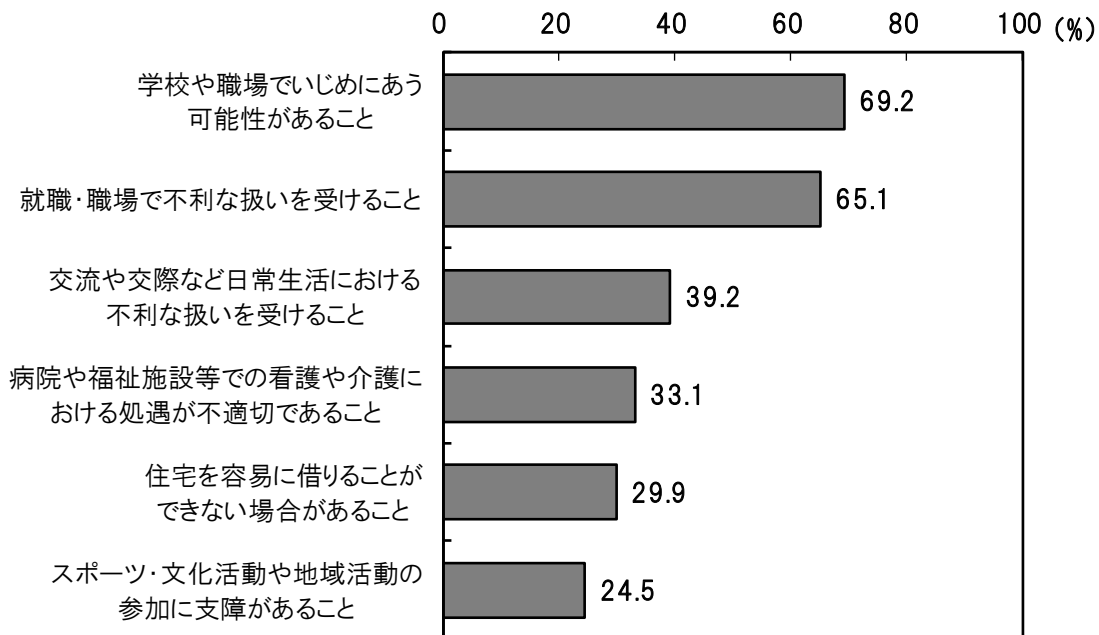
7 性の多様性

性的少数者に対する配慮については、「十分に配慮されている」との回答はわずかで、人権上の問題があることとして学校、職場、日常生活などがあげられています。

図表 性的少数者に対する配慮



図表 性的少数者に関する事がらで人権上問題があると思われるもの

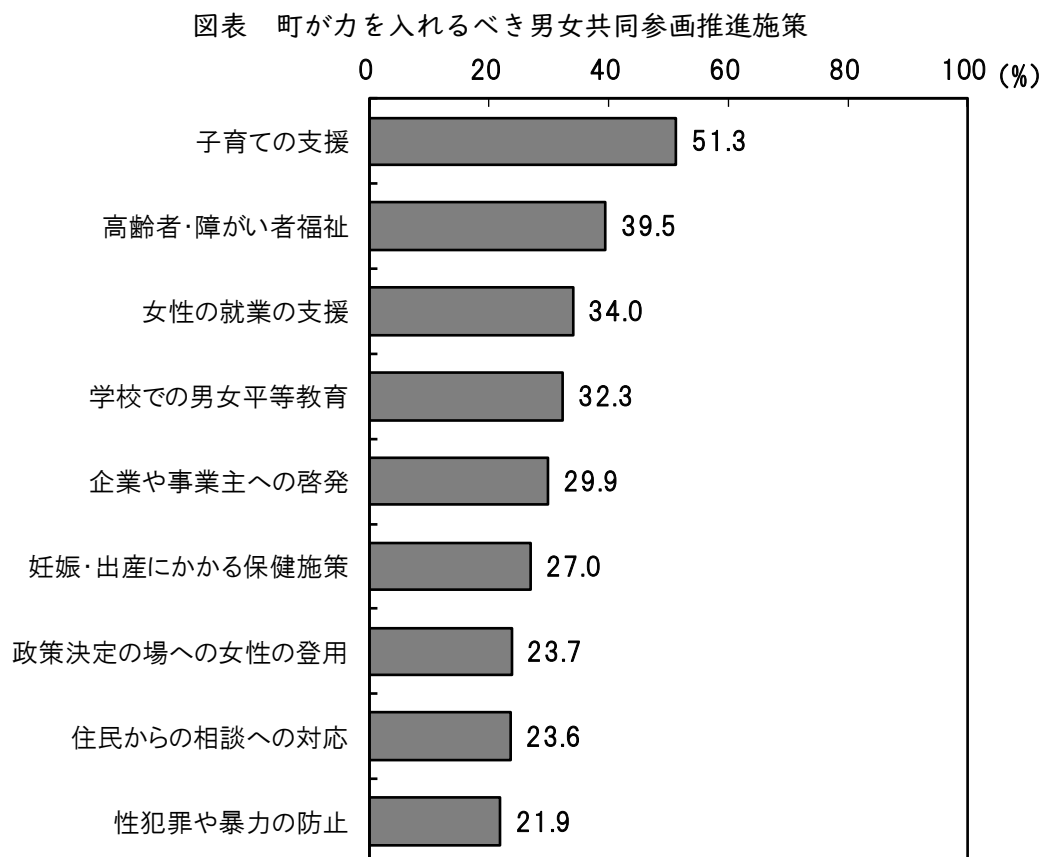


資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

8 今後、取り組むべきこと

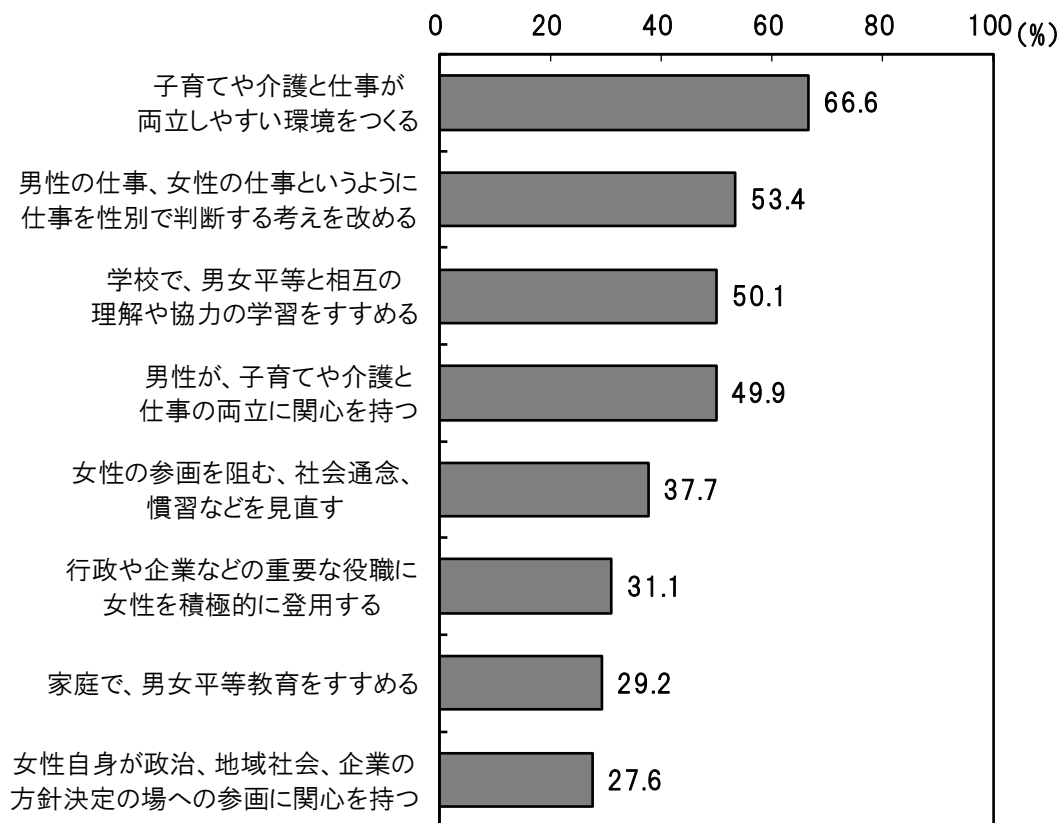
男女共同参画を推進するために町が力を入れるべき施策については、「子育ての支援」が最も高く、次いで「高齢者・障がい者福祉」「女性の就業の支援」となっています。

男女がより平等になるために、「子育てや介護と仕事が両立しやすい環境をつくる」「男性の仕事、女性の仕事というように仕事を性別で判断する考えを改める」「学校で、男女平等と相互の理解や協力の学習をすすめる」「男性が、子育てや介護と仕事の両立に関心を持つ」が高くなっています。



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

図表 より男女が平等になるために必要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

武豊町では、「第6次武豊町総合計画」において、「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」をまちの将来像として掲げ、住民・地域の団体・事業者等、多様な主体と協働して、将来の住民にも心に向け、笑顔の絶えないしあわせのまちづくりを目指しています。

また、同計画の中で、性別、国籍、言葉等の違いに関わりなく、互いを尊重しあい協力しあえる「多様な主体が連携・協働するまち」を目標のひとつに掲げています。

このような中、「第3次武豊町男女共同参画プラン」では、「性別に関わりなく活躍できる社会の実現」を基本理念に掲げ、性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任も成果も分かち合い、家庭、学校、職場、地域社会等、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現

男女共同参画社会

家庭

- 家族全員が互いに協力して、家事、子育て、介護等を行い、明るく楽しい家庭生活を送っている
- 性別に関わりなく自立し、個性が輝く心豊かな暮らしをしている

学校

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っている
- 進学や就職において、性別に関わりなく個人の適性を尊重した進路選択がなされている

職場

- 性別に関わりなく仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っている
- 一人ひとりが性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと活躍している

地域社会

- 地域活動やボランティア活動において、性別に関わりなく主体的に住みよい地域づくりに参画している
- 子育てや介護等を地域全体で応援し、安心・安全で元気な地域づくりが進められている

2 基本目標

基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり

男女共同参画については、「共働き推進」、もしくは「男性も女性もすべて同じ」と受け止められることもありますが、それは一面的です。男女共同参画社会においては、「生物学的性別」と「社会的につくられた性別」を考慮しながら、多様な考え方・生き方・働き方を尊重します。その実現には、男女共同参画についての正しい理解が不可欠であり、そのための啓発や体制づくりは重要です。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消に引き続き取り組みます。また、男女共同参画は、あらゆる施策や生活場面に関わることから、様々な機会や場面を通じて住民や町職員への具体的な啓発に取り組み、性別による生きづらさの解消に取り組んでいきます。また、男女共同参画に関する相談や住民との協働による推進等、総合的・継続的な推進体制づくりを図ります。

基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

家庭、学校、地域社会等あらゆる場で男女共同参画を促進していくためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任も成果も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の将来像を共有し、実践していくことが必要です。男女共同参画や女性活躍は、少子高齢化や人口減少社会が進んでいく中で、暮らしやすく活力のある社会をつくっていくことにもつながります。また、女性だけでなく、男性にも関わりの深いことです。男性の家事参画は、女性の社会参画を促すとともに、男性自身の生活を豊かにするものです。

国においては、「指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会」を目指して、政策・方針決定過程への女性の参画を進めています。武豊町においても、性別によらず多様な住民の声が政策や方針決定に反映される必要があり、審議会や町職員の管理職において、女性の登用を促進します。また、お互いを尊重し協力し合う家庭づくりの推進、性別にとらわれない教育や進路相談、地域活動への多様な人々の参画等を通じ、家庭・学校・地域社会等の身近なところから、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

男女平等、家庭と職場の両立支援、女性活躍、働き方改革等に関する法制度が整備されてきていますが、職務内容が男女不平等であったり、子育て期の就労継続が大変であったり、子育てや介護後の再就職時は処遇が低かったりと、女性の就労に関する課題はまだ残っています。また、男性においても、長時間労働や子育てに積極的に参加することへの理解不足等、家庭と職場の両立が十分に実現できない環境にあります。

このため、性別に関わりなく等しく働く機会を持ち、生き生きと働くことができる職場づくりに向けて、県や関係機関と協力して住民への啓発や事業所への情報提供や働きかけを行います。特に、女性活躍推進法に基づき、女性が、家庭の状況やキャリア形成をふまえながら、希望する働き方ができ、個性や能力・意欲を生かして働くことができ、その能力や成果を正しく評価される職場づくりに向けての啓発に取り組んでいきます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、子育て支援、介護支援に関する事業の充実に取り組みます。

基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題を有しており、各ライフステージに対応した健康の保持・増進が求められます。特に女性は、妊娠・出産のための身体機能があることや、女性のほうが長寿であることに伴う高齢期の生活課題等があります。

このため、男女が互いの身体的性差を理解し合い、性差に応じた心身の健康を推進するため、健康診査や相談事業、各種啓発等を通じて心身の健康管理を支援します。また、妊娠・出産期、乳幼児期をはじめ、母性を保護・尊重し、女性の健康づくりを支援します。

また、困難を抱える個人・世帯が、性別による生きづらさと重なってより困難な状況に置かれることが無いように配慮したり、非常時において女性に負担が集中したり、困難が深刻化しやすいことをふまえ、様々な状況に置かれる個人・世帯が必要な支援が受けられるように、福祉の充実を図ります。

基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）等は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。これらの人権侵害は、依然として多数、発生しています。被害者は多くの場合女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、広く啓発活動を行うとともに、住民との協働で防止対策に取り組めます。また、愛知県や警察等の関連機関と連携して相談や通報に対応し、被害者の保護や自立支援に取り組めます。特に、DV防止法に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。

また、性の多様性に対する理解を促進し、LGBT等性的少数者の人権が尊重され、安心して暮らしていける地域づくりに取り組めます。

・計画の体系

基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現	基本目標	施策方針	具体的施策	D V	活 躍
	基本目標1 男女共同 参画社会の 環境づくり	(1)総合的な意識啓発の推 進	①男女共同参画社会への意識改革の推進 ②男女共同参画に関する情報収集・提供		
		(2)総合的な体制づくり	①男女共同参画に関する相談体制づくり ②協働による施策等の進捗の管理		
	基本目標2 様々な分野に わたる男女共 同参画の推 進	(1)女性の社会参画の推進	①政策・方針決定の場所への女性の参画の 促進 ②女性リーダーの育成		
		(2)家庭における男女共同 参画と平等教育の推進	①家庭における意識啓発 ②男性の家事参画の促進		
		(3)学校等における男女共 同参画教育の推進	①男女平等と多様な選択を可能にする教育・ 保育 ②職場体験と進路相談		
		(4)地域社会における男女 共同参画の推進	①地域活動等の促進 ②ボランティア・NPO活動等の促進		
	基本目標3 性別に関わり なく活躍でき る労働環境の 推進	(1)就業及び職場環境の改 善	①職場における男女の均等な機会と待遇の 確保 ②女性の就業機会の確保		●
		(2)職業生活と家庭生活の 両立支援	①仕事と家庭の両立についての啓発 ②子育て支援 ③介護支援		●
	基本目標4 生涯にわたる 健康と福祉の 充実	(1)心と体の健康づくりの推 進	①心と体の健康管理の支援 ②男女の健康診査の充実		
(2)母性の保護と尊重		①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支 援			
(3)福祉環境の充実		①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯 に対する支援			
基本目標5 人権の尊重と DVの根絶	(1)あらゆる暴力を根絶する ための基盤づくり	①暴力をなくすための啓発や防止対策 ②防犯対策の促進 ③被害者の保護・自立支援			
	(2)配偶者等からの暴力の 防止と被害者保護	①DV防止の啓発 ②被害者の保護・自立支援	●		
	(3)多様な性に対する配慮	①性の多様性に対する理解促進 ②性の多様性をふまえた対応の充実			

「DV」は主にDV防止法に対応する施策、「活躍」は主に女性活躍推進法に対応する施策

第4章 施策

1 男女共同参画社会の環境づくり

(1) 総合的な意識啓発の推進

男女共同参画への理解を進めるために、講座の開催等、住民や町職員の意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、住民に提供します。

①男女共同参画社会への意識改革の推進

住民向けの講座やパネル展示、町職員向けの研修等を開催し、性別に関わりなく活躍できる男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
住民の理解促進	性別に関わりなく活躍できる男女共同参画への理解を促す講座・パネル展示等を行います。	企画政策課
職員研修等の実施	町役場の職員を対象に、男女共同参画に関する研修を実施します。	企画政策課

②男女共同参画に関する情報収集・提供

国・県・公共職業安定所・男女共同参画の関連団体等が発表する情報を収集し、チラシやパンフレット等を公共施設に配置するとともに、町の広報紙、ホームページやSNS等を利用して情報を提供します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画に関する資料収集と情報提供	男女共同参画に関するチラシ、パンフレット、報告書等を収集し、庁内ロビーや図書館、公民館等に配置して情報提供します。	企画政策課 生涯学習課
様々な方法による情報発信	町の広報紙、ホームページやSNS等を利用して、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画政策課

(2) 総合的な体制づくり

男女共同参画に関する住民からの相談への的確な対応や、住民等との協働による推進を図るため、総合的な体制づくりに取り組みます。

①男女共同参画に関する相談体制づくり

男女共同参画等に関する相談窓口を設けるとともに、どの窓口からも、ふさわしい町内外の機関につなぐことができるように、相談先一覧を作成します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画に関する相談	男女共同参画に関する住民や職員からの相談に対応します。特に、性的少数者からの相談体制の充実を図ります。	企画政策課 秘書広報課
福祉等の相談	福祉に関する相談、女性への暴力、仕事と家庭の両立支援に関する相談等に対応します。	福祉課 健康課 子育て支援課
相談先一覧の作成	本町や県等の男女共同参画に関する相談先一覧を作成します。	企画政策課

②協働による施策等の進捗の管理

町役場における取組について、定期的に進捗管理を行います。また、毎年、懇話会を開催し、住民と協働で取組を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
定期的な進捗管理	主要事業について、進捗管理を行い、状況を報告します。	企画政策課
推進体制の整備	住民との協働による推進を図るため、年に1回懇話会を開催します。また、多様な主体との連携による推進体制づくりに取り組みます。	企画政策課

2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

(1) 女性の社会参画の推進

審議会、町の管理職等、政策・方針決定の場所への女性の参画の推進に取り組むとともに、男女共同参画について地域の推進の担い手となる女性リーダーを育成します。

①政策・方針決定の場所への女性の参画の促進

審議会等について、女性の割合が低い会議について女性の割合を高めます。また、住民からの意見を広く聞く機会づくりや、町職員の管理職への女性の登用に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
審議会等への男女共同参画	各種委員会や審議会等への積極的な女性登用を行います。	企画政策課 総務課 等
住民からの意見を広く聞く機会づくり	アンケート調査等において、男女共同参画に関する住民の意見を聞き、町政に取り入れる機会の充実を図ります。	企画政策課
町職員の管理職への女性の登用	性別に関わりなく、適切な人材の管理職への登用について推進します。	秘書広報課

②女性リーダーの育成

地域の活動における、女性のリーダーの育成を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
地域の活動における女性リーダーの育成	地域の活動における女性リーダーを育成します。県主催の「男女共同参画人材育成セミナー」に住民を推薦し、リーダーを養成します。	企画政策課

(2) 家庭における男女共同参画と平等教育の推進

家族がお互いを尊重し合い協力し合うことや、男性の家事参画を促すことにより、家庭における男女共同参画と平等教育を推進します。

①家庭における意識啓発

広報紙や講座等を通じて、男女がともに家事を担ったり、家事分担について話し合ったりする男女共同参画の家庭づくりを啓発します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画による家庭づくりの啓発	家庭の男女共同参画に関する情報提供や講座の開催を実施します。	企画政策課 生涯学習課

②男性の家事参画の促進

男性向けの料理教室の開催や男性も参加しやすい育児講座・介護講座の開催等、男性の家事参画を促します。

主要事業	事業内容	関係課
男性も参加できる家事講座の開催	男性向け料理教室をはじめ、家事一般の講座を充実します。	生涯学習課
男性も参加できる育児講座の開催	妊娠期の「フレッシュパパママ教室」、育児期の「お父さんと遊ぼう」等、男性も参加できる育児講座を提供します。	健康課 子育て支援課 生涯学習課
男性も参加できる介護講座の開催	家庭における介護講座を開催します。	福祉課

(3) 学校等における男女共同参画教育の推進

男だから、女だからと一律に考えるのではなく、性別に関わりなく一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、多様な選択を可能にする教育や進路相談を推進します。

①男女平等と多様な選択を可能にする教育・保育

学校における男女平等と相互理解・相互協力の学習を進めるとともに、教職員向けの男女平等や性同一性障がいに係る理解促進を図ります。また、保育園における固定的な男女の役割分担等にとらわれない保育を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
男女の平等と相互理解・協力についての学習の充実	いのちの教育や保健体育、道徳の時間を活用し、男女平等や相互理解・相互協力(性差の正しい理解)についての学習機会を充実します。	学校教育課
教職員の理解促進	学校の教職員向けに男女平等や性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細かな対応に関する情報共有に取り組みます。	学校教育課
幼児期からの男女それぞれの人権を尊重した教育	遊びや生活や行事の中で、幼児期から男女にとらわれない意識の醸成を図ります。	子育て支援課

②職場体験と進路相談

一人ひとりの児童生徒が、性別にとらわれず、その個性や意欲をふまえて、進学・就職・生活していけるように、キャリア教育や進路指導をします。

主要事業	事業内容	関係課
キャリア教育	小中学校において、性別に関わりなく、自分らしい社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を養います。また、県の理系女子応援事業等、女性の参画が少ない分野の取組について情報を収集・提供します。	学校教育課
男女平等観にたった進路指導の充実	性別で区別することなく、本人の希望や能力を尊重した進路指導を行います。	学校教育課

(4) 地域社会における男女共同参画の推進

防災・防犯や地域活動における方針や取組の決定過程の男女共同参画を進めるとともに、地域の課題を解決する具体的な活動について多様な人々が参画する地域社会づくりを推進します。

①地域活動等の促進

災害等への備えや発生時の対応力を強化するために女性の視点を活かします。地域活動において、性別にとらわれずに、意欲や必要性等適材適所に基づいた活動の促進を働きかけます。

主要事業	事業内容	関係課
防災・防犯に関する男女共同参画の促進	防災会議、避難訓練、避難所の運営等、防災・防犯に関する活動に女性の参加の促進を図ります。	防災交通課
地域活動の役員への女性の登用の促進	各種団体の役員において、性別にとらわれずに能力や意欲に基づいた登用を促します。自治会やPTA等には定期的に女性役員の登用について、依頼します。	企画政策課等

②ボランティア・NPO活動等の促進

ボランティア・NPO活動に参加しやすく、いきいきと活動・活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
ボランティア・NPO活動の促進	ボランティア活動、NPOを始めとする各種団体の活動をPRする機会をつくる等、情報発信を充実し、参加を促進します。	企画政策課 福祉課 生涯学習課

3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

(1) 就業及び職場環境の改善

正社員・パートタイマー・派遣労働者・農業・自営業等、多様な就業の場において、女性の活躍や働き方改革の視点をふまえながら、男女の均等な機会と待遇の確保と女性の就業機会の確保を促します。

①職場における男女の均等な機会と待遇の確保

県や関係機関と連携して、男女平等の職場づくりの啓発と促進を図り、性別にとらわれず職場における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、働きやすい職場づくりを促します。

主要事業	事業内容	関係課
男女平等の職場づくりの啓発と促進	県や関係機関と連携して、男女雇用機会均等法・女性活躍推進法・パートタイム労働法・労働者派遣法・働き方改革関連法やセクシュアル・ハラスメント、出産や育児休業等に関するハラスメントの防止等について、町内企業・事業所・住民等への意識啓発を図ります。また、町役場での徹底を図ります。	産業課 企画政策課 秘書広報課

②女性の就業機会の確保

県や関係機関と連携して、女性の再就職を支援する講座の情報提供をする等、女性の就業機会の確保に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
女性の再就職支援	県・近隣市町・公共職業安定所・NPO等と連携しながら、能力開発講座・託児付き講座・起業の支援等、女性の再就職に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習課 企画政策課

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた気運を高め、多様で柔軟な働き方の促進を通じて、職場における職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みます。また、その両立を支える、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

①仕事と家庭の両立についての啓発

住民や企業等を対象とした職業生活と家庭生活の両立についての啓発、企業への両立支援に関する制度等の普及啓発、子ども・子育て会議での検討等を通じて、両立環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	住民に、仕事と育児や介護の両立制度や女性活躍に取り組む企業等の情報提供や両立支援に関する講演会・講座を実施します。	産業課 企画政策課
企業への両立支援制度の情報提供	企業に、両立支援に関する制度についての情報を提供するとともに、相談に応じます。	子育て支援課 福祉課
子ども・子育て会議による両立支援の進捗管理	保護者・子育て支援機関・町内企業・有識者等で構成する子ども・子育て会議を開催し、町内の両立支援について進捗状況の確認、評価を行います。	子育て支援課

②子育て支援

子育てに関する相談、各種保育・預かり保育、児童クラブ等を通じて、仕事と子育ての両立を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
子育てに関する相談体制の充実	保健センター・保育園・児童館・子育て支援センター・子育て世代包括支援センター等で子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課 健康課
各種保育・預かり等の推進	低年齢児(0～2歳児)保育、障がい児保育、延長保育、預かり保育、一時的保育、ファミリー・サポート・センター事業等を実施します。特に、低年齢児保育の充実を図ります。病児病後児保育について、地域の医療機関との連携を図りながら実施に向けて検討します。	子育て支援課

児童クラブの運営・整備	女性の労働意欲の高まりによる児童クラブの需要増加を見据えて、児童クラブの整備等充実を図ります。	子育て支援課
-------------	---	--------

③介護支援

福祉・介護等に関する相談、介護保険サービス、高齢者福祉事業等を通じて、介護負担の軽減、仕事と介護の両立を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
福祉・介護等の相談体制の充実	町役場や地域包括支援センターにおいて、福祉や介護等の相談を行います。特に地域包括支援センターやケアマネジャーへの仕事と介護の両立支援に関する研修等を行い、的確なケアプランの作成・相談のスキルアップを図ります。	福祉課
介護保険サービスの基盤整備	介護サービスに対する需要を十分に把握するとともに、利用実績等をふまえながら、より地域の実情にあったサービス提供体制の確保を図ります。その際に、サービスの質の向上に係るしくみづくりに取り組みます。	福祉課
高齢者福祉事業の実施	高齢者の安定した生活を支援するため、在宅生活支援、低所得者への助成等を行います。	福祉課

4 生涯にわたる健康と福祉の充実

(1) 心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合いながら、性差に応じた心身の健康を推進していくために、心と体の健康管理、男女の健康診査の充実等に取り組みます。

①心と体の健康管理の支援

男性・女性に特有であったり、男だから女だからという固定的な考え方に起因したり、性別により大きな違いがみられる健康問題に着目しながら、心と体の健康管理を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
性差に着目した健康づくりや医療の促進	若い女性のやせすぎ、男性の中高年の肥満防止、更年期障がいへの対応や骨粗しょう症の予防等、性差に着目した健康づくりの啓発や学習機会の提供、各種相談の充実を図ります。	健康課
育児や介護の悩みの軽減	育児や介護等の悩みについて、気軽に相談できるよう、保健センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、町役場の窓口等、様々な場で気軽に相談できる環境の整備や、子育てリフレッシュ講座・一時的保育・ショートステイ等の事業を実施します。	子育て支援課 健康課 福祉課 生涯学習課
困難を抱える青少年の支援	引きこもり等が男性に多いことをふまえ、困難を抱える青少年の支援に向けて、各課や、地域・学校・家庭の連携に取り組みます。	生涯学習課 健康課 子育て支援課 学校教育課
有害環境に対する取組	武豊町青少年健全育成推進町民会議の開催、有害図書の回収、携帯電話等を利用したインターネットの安全な利用法等、青少年を取り巻く環境の健全化に取り組みます。	生涯学習課
自殺の予防	武豊町自殺対策計画に基づき、自殺予防週間における啓発、相談の対応等、自殺の予防に取り組みます。	福祉課 健康課

②男女の健康診査の充実

性別により特有であり、発生率の違いが大きな健康問題に即し、がん検診、メンズミニドック、レディースミニドック等、男女が参加しやすい健康診査を行います。

主要事業	事業内容	関係課
男性特有の病気に対する健康診査の実施	男性特有のがん(前立腺がん)健診を行います。受診をしやすいするため、胃がん健診と前立腺がん検診を組み合わせたメンズミニドックを行います。	健康課
女性特有の病気に対する健康診査の実施	女性特有のがん(乳がん、子宮がん)健診を行います。受診をしやすいするため、乳がん検診と子宮がん検診を組み合わせたレディースミニドックを行います。	健康課

(2) 母性の保護と尊重

思春期、妊娠・出産期、更年期等、女性の人生の各段階に応じた健康を図る中で、特に、妊娠・出産期・乳児期における健康について支援します。

①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援

妊産婦健診の受診、妊娠期の子育て学習支援、お元気ですか訪問、乳幼児の健康診査等を通じて、妊娠・出産期・乳幼児期における母子の健康づくりを支援します。

主要事業	事業内容	関係課
妊産婦健診の受診促進	母子健康手帳と同時に受診票を交付し、妊産婦健診の受診を促進します。15回を限度として、費用の一部を公費負担します。	健康課
妊娠期の子育て学習支援	妊娠期の保護者を対象に「フレッシュパパママ教室」を開催します。また、「新米お母さんの教室」を開催し、育児関係の講座や関係施設を紹介し、出産後の家庭教育について話し合います。	健康課 生涯学習課
お元気ですか訪問	生後2か月児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。	健康課
乳幼児の健康診査	子どもの成長に合わせて、3か月児健康診査、7か月児育児相談、10か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施します。また、母子手帳と同時に受診券を交付し、乳児健診の受診を促進します。	健康課

不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。また、不妊について、電話等で相談に応じます。	健康課
---------------	---	-----

(3) 福祉環境の充実

女性は男性よりも平均的に長寿であり、介護者も女性が多い現状をふまえ、家庭や地域で安心して暮らしていける環境をつくるため、地域福祉や介護環境の充実を図ります。また、外国人、ひとり親家庭等の女性が複合的に困難な状況に置かれていることに留意します。

①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯に対する支援

外国人、ひとり親家庭、父子家庭、ひとり暮らし高齢者、ダブルケア家庭等、様々な困難を抱えている個人・世帯について、男女共同参画の視点を持って、支援を行います。

主要事業	事業内容	関係課
外国人に対する支援	行政・生活情報の多言語化に取り組み、情報提供を行います。国際交流員の活用に加え、ニーズに応じた窓口での多言語対応に取り組みます。	企画政策課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、保育サービスの提供や児童扶養手当の支給、医療費助成、資格取得のための支援等を行います。また、父子家庭特有の課題をふまえ、相談・支援を実施します。	子育て支援課 保険医療課
ひとり暮らし高齢者等への支援	高齢者台帳の登録を行い、見守りや安否確認、緊急通報装置の貸与等を行います。	福祉課
ダブルケア家庭への支援	子育て支援、福祉が連携して、育児と介護に同時に直面する家庭への支援を行います。	子育て支援課 福祉課

5 人権の尊重とDVの根絶

(1) あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

重大な人権侵害である女性に対する暴力をなくすために、虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、様々な課題をふまえた啓発や防止対策、防犯対策、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援を図ります。

①暴力をなくすための啓発や防止対策

女性に対する暴力の根絶に向けての啓発、児童虐待の防止・通報受付、調査・相談に取り組みとともに、性・暴力表現等の過激な落書き等の排除を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
女性に対する暴力の根絶のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる人権侵害根絶のため、広報紙やチラシ等を利用した啓発、講演会の開催等を行います。	企画政策課 福祉課 子育て支援課
児童虐待の防止・通報受付、調査・相談	児童虐待防止の啓発に取り組み、児童虐待の通告を受理し、安否確認等を行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。また、虐待の実態調査・相談についても実施します。	子育て支援課 学校教育課
性・暴力表現等の過激な落書き等の排除	地域や関係団体と協力し、性・暴力表現を排除します。	生涯学習課 学校教育課

②防犯対策の促進

不審者情報の提供、防犯パトロール等、県や警察、地域住民等と連携した防犯環境の充実に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
不審者情報の提供	武豊町ホームページや携帯電話へのメール配信を通じて、不審者情報を提供します。	防災交通課 学校教育課 子育て支援課
防犯パトロール	青バトによる防犯パトロールを行います。	防災交通課
防犯ボランティア団体の育成・支援	町内で活動する防犯ボランティアの育成や支援を行います。	防災交通課

③被害者の保護・自立支援

相談窓口のPR、通報における迅速な対応、関係機関と連携し、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
相談窓口の整備とPR	関係機関との連絡体制を整備した総合相談窓口を中心として、被害者や第三者による相談・通報に応じます。 また、窓口に関し住民へのPRを進めます。	福祉課 子育て支援課 学校教育課
緊急一時保護体制の確立	被害者の緊急避難を関係機関と連携して支援し、必要に応じて一時保護所まで同行します。	福祉課 子育て支援課
被害者の自立を支援する環境整備	関係機関と連携し、生活支援や就労に関する支援を行います。	福祉課 子育て支援課
被害者の心のケア	医療機関やカウンセラーと連携して支援を行います。	福祉課 子育て支援課 学校教育課

(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

県や関係機関と連携して、配偶者等からの暴力であるDVの防止と被害者保護・自立支援に取り組みます。

①DV防止の啓発

広報、チラシ、講演会等を通じて、DV防止に向けた暴力を容認しない意識啓発に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
DV防止の啓発	広報への掲載、チラシ配布、講演会の紹介等を通じて、DV防止の啓発に取り組みます。	企画政策課 福祉課 子育て支援課

②被害者の保護・自立支援

被害者の緊急保護と関係機関の連携強化、被害者の自立を支援する環境整備を通じて、被害者の保護・自立支援を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
DV相談体制の整備とPR	被害者や第三者が、安心して相談・通報ができるよう、相談窓口での確に対応ができ、被害者がワンストップで支援を受けられる体制をつくり住民に周知します。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
被害者の緊急保護と関係機関の連携強化	被害者が緊急避難するための場所を確保し、必要に応じて一時保護所まで同行します。警察や医療機関、県等と連携し、被害者が安全に避難できるよう支援します。	福祉課
被害者の自立を支援する環境整備	生活支援や就労支援を図るため、関係機関の紹介や連携を図ります。また、保護命令制度の利用についても情報提供を行います。	福祉課
被害者の心のケアの充実	医療機関やカウンセラーと連携して支援を行います。	福祉課

(3)多様な性に対する配慮

性的志向や性自認等、性の多様性について、住民等に理解を促すとともに、町役場における対応について研究・実施します。

①性の多様性に対する理解促進

住民に性の多様性への理解を促す講座・パネル展示等を行います。

主要事業	事業内容	関係課
性の多様性に関する啓発	住民等に性の多様性への理解を促す講座・パネル展示等を行います。	企画政策課

②性の多様性をふまえた対応の充実

町役場の職員が性の多様性について理解し、配慮をした対応ができるように、情報収集や研究を実践します。

主要事業	事業内容	関係課
性の多様性をふまえた対応の研究・実施	窓口、書類、制度等、性の多様性をふまえた対応について研究し、実践します。	企画政策課

第5章 計画の推進

1 重点施策と目標指標

本計画の推進に向けて、主要事業については、毎年、進捗管理を行い、懇話会を開催し、住民との協働で推進を図ります。

また、次の施策を重点施策とし、5年後（令和7年度）の目標を設定しました。重点施策と目標指標については、計画の中間年の令和7年度に見直します。

（1）重点施策

重点施策	指標
1. 男女共同参画社会の環境づくり	
男女共同参画社会への意識改革の推進 協働による施策等の進捗の管理	講座・講演会等（住民もしくは職員対象） 毎年開催 懇話会の開催 毎年開催
2. 様々な分野にわたる男女共同参画の推進	
政策・方針決定の場所への女性の参画の促進	審議会等の女性委員割合 20.3%→40%以上、60%以下 行政委員会の女性委員割合 9.7%→40%以上、60%以下 町職員の女性管理職の割合 38.8%→42.5%
家庭における意識啓発・男性の家事参画の促進	家庭の男女共同参画に関する講座の開催 （毎年開催している育児講座以外の内容） 隔年開催
3. 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進	
職場における男女の均等な機会と待遇の確保	女性活躍・働き方改革に関する講座・講演会の開催 隔年開催
仕事と家庭の両立支援についての啓発	住民等への両立支援に関する講座の開催 隔年開催
子育て支援	低年齢児（0～2歳児）保育の定員数 334人→361人
介護支援	介護保険認定者数 1,391人→1,836人
4. 生涯にわたる健康と福祉の充実	
男女の健康診査の充実	前立腺がん検診の受診者数 450人→490人 乳がん検診の受診者数 1,220人→1,240人 子宮がん検診の受診者数 1,021人→1,080人

※現状値（令和2年4月1日現在）

5. 人権の尊重とDVの根絶		
DV防止の啓発	広報への掲載	2回（令和7年度までに）
	DVを取り扱う講演会・講座等の開催	2回（令和7年度までに）
性の多様性に対する理解促進	住民への講座の開催	2回（令和7年度までに）

（2）総合的な評価指標

重点施策の数値目標に加え、男女共同参画社会の推進の取組の成果について総合的な評価指標（アウトカム）として、10年後（令和12年度）の目標を設定しました。

指標	現状 (基準年)		目標	
「男女が差別なく参画できる社会になっている」の満足度 * 町民意識調査	14.3% (平成30年度)		25%	
「社会における男女平等の状況（家庭生活）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	20.3%	女性	25%
	男性	31.8%	男性	36%
「社会における男女平等の状況（職場）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	15.6%	女性	32%
	男性	22.0%	男性	35%
「社会における男女平等の状況（地域活動の場）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	28.3%	女性	39%
	男性	39.7%	男性	47%
「社会における男女平等の状況（武豊町の行政・政治の場）」で「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	25.7%	女性	45%
	男性	31.0%	男性	43%

2 プランの進捗管理

本プランの施策については、毎年度、関係課が推進状況等を整理して、その結果を企画政策課が取りまとめます。男女共同参画懇話会で、推進状況の確認や協働による推進方法について検討します。そして、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組に反映させながら、よりよい事業の推進を図ります。

